



(2) 入札執行場所	大阪市住宅供給公社	5階	入札室
<b>10 入札の無効</b>			
(1) 大阪市住宅供給公社経理規程第 67 条第 1 項の規定に該当する入札			
(2) 申請書類に虚偽の記載をした者の入札			
<b>11 落札者の決定方法</b>			
(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。 ただし、『大阪市住宅供給公社 測量・建設コンサルタント等最低制限価格設定基準』第 3 条第 1 項に定める価格より低い価格 でした入札は無効とする。			
(2) 上記 (1) の規定により落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじ等により落札者を決定するものとする。			
<b>12 その他</b>			
(1) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、 契約の締結を行わないものとする。			
(2) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受け たときは、契約の解除を行うことがある。			
(3) 契約対象となる工事の取り止め、または変更等に伴い、本業務委託の契約の取り止め、もしくは契約を変更する場合がある。			
<b>13 発注担当</b>			
大阪市北区天神橋 6 丁目 4 番 20 号			
大阪市住宅供給公社		総務部経理課 (契約担当)	電話 06-6882-7003
<b>14 業務内容に関する担当</b>			
大阪市北区天神橋 6 丁目 4 番 20 号			
大阪市住宅供給公社		住宅管理部住宅整備課	電話 06-6882-7045

<b>大阪市住宅供給公社経理規程 (抄)</b>			
(入札の無効)			
第 6 7 条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。			
(1) 入札参加資格がない者のした入札又は権限を証する書面の確認を受けない代理人がした入札			
(2) 指定の日時までに提出又は到着しなかった入札			
(3) 入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者又は入札保証金が所定の額に達しない者がした入札			
(4) 入札者の記名押印がない入札			
(5) 同一入札について入札者又はその代理人が 2 以上の入札をしたときは、その全部の入札			
(6) 同一入札について入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札			
(7) 入札金額又は入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札			
(8) 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による入札			
(9) 入札に関し不正な行為を行った者がした入札			
(10) その他入札に関する条件に違反した入札			
2 入札の効力は、理事長が決定する。			